

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第二号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
八頭郡智頭町農地委員会三号委員の候補者につき覺書に
掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日
を次の通り指定する。

昭和二十六年一月五日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木武

昭和二十六年一月六日

昭和二十六年一月九日

昭和二十六年一月五日 金曜日

本書ノ大キサハ國規格A五判

鳥取縣公報

條例

◆鳥取縣農業試驗場設置條例第二号

鳥取縣農業試驗場設置條例を次のように定める。

昭和二十六年一月五日

鳥取縣知事職務代理人

鳥取縣副知事 鈴木武

鳥取縣農業試驗場設置條例

(目的)

第一條 農業に関する試験研究を行い、能率的な農法の発達農業生産の増大及び農民生活の改善を図つて農民の利益を増進する目的のために鳥取縣農業試驗場（以下「試験場」という。）を設置する。

第二條 前條の目的を達成するため試験場はおもむね次の事項につき調査並びに試験研究等を行う。

(業務内容)

- 一、農業經營技術の改善に関すること
- 二、農民の生活改善に関すること
- 三、農作物の品種改良並びに栽培に関すること
- 四、土壤肥料に関すること
- 五、農作物の病害虫防除に関すること
- 六、農業機械器具に関すること
- 七、畜産に関すること
- 八、農畜産加工に関すること
- 九、農業及び農民生活に関する物件の分析、鑑定並びに種苗及び有用菌の育成に関すること
- 一〇、その他農業改良普及事業に関すること

(名稱及び位置)

第三條 試験場の名稱及び位置は次の通りとする
名稱 称 位 置
鳥取縣農業試驗場 鳥取市吉成

01025

鳥取縣農業試驗場西伯分場
鳥取縣農業試驗場津ノ井果
樹分場

米子市大字旗ヶ崎
鳥取縣岩美郡津ノ井
村大字廣岡

知事は試驗場の業務を行うため特に必要があると認め
たときは前項の外に試驗地または分室を置くことがで
きる

(職員)

第四條 試驗場に次の職員を置く

場	長	一名	
分	場	長	二名
事務	吏員	若干名	
技術	吏員	若干名	
その他		の職員	若干名

(施行規定)

第五條 この條例の施行に關し必要な事項は知事が別に定める

第六條 この條例は公布の日から施行する

昭和二十六年一月五日印刷
昭和二十六年一月五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)

印行者 鳥取縣鳥取市東町
編輯所 鳥取縣鳥取市東町
版權所有 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町

第七條 鳥取縣立農事試驗場規程(大正四年四月鳥取縣令第十五号)は廢止する。